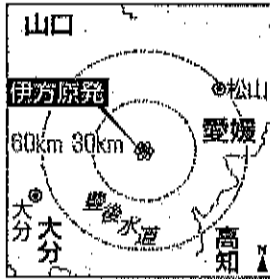


伊方原発差し止め大分訴訟の争点

敷地近くの活断層の有無	調査が不十分。3次元地下構造探査が必要	巨大噴火が発生すると、火砕流が達する恐れ
海上音波探査などの結果、活断層はない。3次元探査も不要	海上音波探査などの記録から、活断層はないと評価する四国電の評価は合理的	巨大噴火のリスクは小さく、火砕流到達の恐れは低い
		マグマだまりは巨大噴火直前との状態ではないと四国電の科学的根拠を裏付けている

伊方3号機差し止め認めず

大分地裁「具体的危険なし」



四国電力伊方原発3号機(愛媛県伊方町)は安全性が不十分だとして、対岸の大分県の住民549人が運転差し止めを求めた訴訟の

判決で、大分地裁は7日、争点だった地震や火山に対する四国電のリスク評価を合理的と判断し「原告らの生命などに侵害が生じる具体的危険があるとは認められない」として請求を退けた。原告側は即日控訴した。伊方3号機を巡り東京電力福島第一原発事故後に起こされた同種訴訟は広島、松山西地裁と山口地裁岩国支部でも係争中で、初めての判決。

原告側は、敷地の地下構造や、近くに活断層があるかどうか調べるための「3次元探査」の必要性を主張していた。

武智舞子裁判長は判決理由で、福島原発事故後に原

子力規制委員会が策定した「新規制基準」が、複数調査の組み合わせで地下構造を判断することは可能と示しており「常に3次元探査を要求しているものではない」と指摘。海上音波探査の結果などから、近くに活断層はないとした四国電の評価も合理的と認めた。

さらに火山については、

阿蘇山(熊本県)のマグマだまりが巨大噴火直前の状態ではないとした四国電の評価も、科学的合理的根拠によって裏付けられていると認定した。

原告代理人の徳田靖之弁護士は報告集会で「控訴して徹底的に闘い続ける」と発言。四国電は「妥当な判決をいただいた」とコメント

トを出した。

広島高裁が2017年に火山対策を理由に、20年に地震や火山の対策を理由として、それぞれ伊方3号機の差し止めを命じる仮処分決定を出したが、いずれも異議審で覆った。

大分県は、伊方3号機から豊後水道を挟んで最も近い地点で約45°。